

東北グリーン電力基金加入条項（納付書による請求）

東北グリーン電力基金の申込者（以下「お客さま」という。）と財団法人東北産業活性化センター（以下「活性化センター」という。）および東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）は次の条項に同意するものとする。

第1条（目的）

二酸化炭素の排出が少なく地球環境保全に寄与する自然エネルギー発電の普及促進を目的として拠出金を募ります。この拠出金を、東北グリーン電力基金（以下「基金」という。）といいます。

第2条（基金の流れ）

1. お客さまが拠出する基金は、一旦東北電力がご予約します。
2. 東北電力は、ご予約した基金を速やかに活性化センターへ送金します。
3. 活性化センターは、基金を使って自然エネルギー発電設備設置者に助成を行います。

第3条（基金の用途）

1. 全国運用をはじめ、助成を行う発電種別、助成対象者の選定等、基金の用途の決定は活性化センターが行います。
2. 基金は、発電設備の建設費、運営費等に役立てられます。
3. 活性化センターならびに東北電力においてこの基金にかかる事務経費は、基金から支出します。
4. 基金の運用状況については、活性化センターからお客さまへ報告します。

第4条（加入条件）

この基金に加入できるお客さまは次に該当する方を対象とします。

基金を東北電力が送付する納付書により、継続して拠出することができること。

第5条（拠出期間）

お客さまが基金を拠出していただく期間は、年度単位（年度途中に加入した場合は、加入時から年度末まで）とし、お客さま、または活性化センター（もしくは東北電力）から特に申出がなければ拠出期間を1年間更新します。以後もこの例によります。

第6条（加入申込み）

1. 所定のグリーン電力基金申込書により申込みしていただきます。
2. 基金は毎月1口500円とし日割計算は行いません。希望口数は申込書にて申込みしていただきます。
3. 申込書は最寄りの東北電力の支社・営業所に申込みしていただきます。
4. この基金への加入日は申込書を東北電力が受領した日とします。
5. 申込書を受領した東北電力での手続きが完了次第、基金の請求を開始します。

第7条（請求方法）

東北電力がお客さまからお預りする基金は、次の方法にて請求いたします。

お客さまに納付書を送付します。

第8条（拠出方法）

1. 納付書により東北電力が指定した納付期限日までに東北電力が指定した金融機関で振り込むものとします。
2. 所定の納付書により東北電力が指定した金融機関よりお客さまが振り込む場合、振込手数料は東北電力が負担します。

第9条（基金の解約、内容の変更）

1. お客さまがこの基金の解約を希望される場合は、所定の申込書により申込みしていただきます。なお、申込書は最寄りの東北電力の支社・営業所窓口にて申込みしていただきます。
2. 東北電力がお客さまから申込書を申し受けた時点で、納付書の送付中止ができるものから請求を取りやめます。
3. お客さまの基金が2ヶ月分連続して未納付となり、3ヶ月分目も納付期限日までに納付がない場合、翌請求は行わず解約とします。
4. 前項の場合、活性化センターもしくは東北電力からお客さまに事前に解約予告の通知をいたします。
5. お客さまが基金の拠出金の口数変更を希望される場合は、所定の申込書にて最寄りの東北電力の支社・営業所に申込みしていただきます。

第10条（認証制度）

この基金に加入されたお客さまには、活性化センターが発行する認定証（グリーンラベル）を交付します。また、毎年度更新するごとにあらためて認定証（グリーンラベル）を交付します。

第11条（その他）

1. 納付結果に関する事項が活性化センターに通知されることについて、あらかじめご同意願います。
2. お客さまから一旦東北電力がご予約した基金は、お客さまにお返しできません。
3. 遡ってこの基金の開始、廃止、もしくは加入内容の変更は行いません。
4. 基金は、所得税の寄付金控除の対象にはなりません。

東北グリーン電力基金加入条項（口座振替【電気料金と同一口座】）

東北グリーン電力基金の申込者（以下「お客さま」という。）と財団法人東北産業活性化センター（以下「活性化センター」という。）および東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）は次の条項に同意するものとする。

第1条（目的）

二酸化炭素の排出が少なく地球環境保全に寄与する自然エネルギー発電の普及促進を目的として拠出金を募ります。この拠出金を、東北グリーン電力基金（以下「基金」という。）といたします。

第2条（基金の流れ）

1. お客さまが拠出する基金は、一旦東北電力がお預りします。
2. 東北電力は、お預りした基金を速やかに活性化センターへ送金します。
3. 活性化センターは、基金を使って自然エネルギー発電設備設置者に助成を行います。

第3条（基金の使途）

1. 全国運用をはじめ、助成を行う発電種別、助成対象者の選定等、基金の使途の決定は活性化センターが行います。
2. 基金は、発電設備の建設費、運営費等に役立てられます。
3. 活性化センターならびに東北電力においてこの基金にかかる事務経費は、基金から支出します。
4. 基金の運用状況については、活性化センターからお客さまへ報告します。

第4条（加入条件）

この基金に加入できるお客さまは次に該当する方を対象とします。

1. 東北電力と電気の需給契約を締結していること。
2. 東北電力への電気料金のお支払いが口座振替によって行われていること。
3. 東北電力との電気の需給契約における契約名義と基金加入名義が同一であること。
4. 東北電力との電気の需給契約における契約種別が農事用電力、融雪用電力、臨時電灯および臨時電力以外であること。

第5条（拠出期間）

お客さまが基金を拠出していただく期間は、年度単位（年度途中に加入した場合は、加入時から年度末まで）とし、お客さま、または活性化センター（もしくは東北電力）から特に申出がなければ拠出期間を更新します。以後もこの例によります。

第6条（加入申込み）

1. 所定のグリーン電力基金申込書により最寄りの東北電力の支社・営業所に申込みしていただきます。
2. 基金は毎月1口500円とし、日割計算は行いません。希望口数は申込書にて申込みしていただきます。
3. この基金への加入日は申込書を東北電力が受領した日とします。
4. 申込書を受領した東北電力での手続きが完了次第、電気料金振替日と同日に基金の振替をいたします。

第7条（拠出方法）

1. 東北電力がお客さまからお預りする基金は、お客さまが東北電力に支払う毎月の電気料金と同日にお客さまの電気料金支払預金口座から振り替えます。この場合の振替日については、東北電力が行う毎月の電気の検針時にお客さまに配布する「電気ご使用量のお知らせ」に記載します。
2. 基金をお客さまの預金口座から振り替えた場合、その結果は「口座振替済領収証」でお知らせいたします。

第8条（基金の解約、内容の変更）

1. お客さまがこの基金の解約を希望される場合は、最寄りの東北電力の支社・営業所に申込みしていただきます。
2. 東北電力がお客さまから申し受けた時点で、基金の振替中止ができるものから請求を取りやめます。
3. お客さまが東北電力との需給契約を解約された場合は、この基金についても同時に解約いたします。
4. 基金のお支払いが三ヶ月分連続してなかった場合は、その時点でこの基金を解約いたします。
5. 前項の場合、東北電力からお客さまに事前に解約予告の通知をいたします。
6. お客さまが基金の拠出金の口数変更を希望される場合は、所定の申込書にて最寄りの東北電力の支社・営業所に申込みしていただきます。

第9条（認証制度）

この基金に加入されたお客さまには、活性化センターが発行する認定証（グリーンラベル）を交付します。また、毎年度更新するごとにあらためて認定証（グリーンラベル）を交付します。

第10条（その他）

1. 振替結果に関する事項が活性化センターに通知されることについて、あらかじめご同意願います。
2. お客さまから一旦東北電力がお預りした基金は、お客さまにお返しできません。
3. 遡ってこの基金の開始、廃止、もしくは加入内容の変更は行いません。
4. 基金は、所得税の寄付金控除の対象にはなりません。

東北グリーン電力基金加入条項（口座振替〔電気料金と別口座〕）

東北グリーン電力基金の申込者（以下「お客さま」という。）と財団法人東北産業活性化センター（以下「活性化センター」という。）および東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）は次の条項に同意するものとする。

第1条（目的）

二酸化炭素の排出が少なく地球環境保全に寄与する自然エネルギー発電の普及促進を目的として拠出金を募ります。この拠出金を、東北グリーン電力基金（以下「基金」という。）といたします。

第2条（基金の流れ）

1. お客さまが拠出する基金は、一旦東北電力がお預りします。
2. 東北電力は、お預りした基金を速やかに活性化センターへ送金します。
3. 活性化センターは、基金を使って自然エネルギー発電設備設置者に助成を行います。

第3条（基金の使途）

1. 全国運用をはじめ、助成を行う発電種別、助成対象者の選定等、基金の使途の決定は活性化センターが行います。
2. 基金は、発電設備の建設費、運営費等に役立てられます。
3. 活性化センターならびに東北電力においてこの基金にかかる事務経費は、基金から支出します。
4. 基金の運用状況については、活性化センターからお客さまへ報告します。

第4条（加入条件）

この基金に加入できるお客さまは次に該当する方を対象とします。

1. 東北電力が指定する金融機関から継続して口座振替により基金のお支払いが可能であること。
2. 預金口座名義と基金加入名義が同一であること。

第5条（拠出期間）

お客さまが基金を拠出していただく期間は、年度単位（年度途中に加入した場合は、加入時から年度末まで）とし、お客さま、または活性化センター（もしくは東北電力）から特に申出がなければ拠出期間を更新します。以後もこの例によります。

第6条（加入申込み）

1. 所定のグリーン電力基金申込書、預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書により最寄りの東北電力の支社・営業所に申込みしていただきます。
2. 基金は毎月1口500円とし、日割計算は行いません。希望口数は申込書にて申込みしていただきます。
3. この基金への加入日は申込書を東北電力が受領した日とします。
4. 申込書を受領した東北電力での手続きが完了次第、基金の振替をいたします。

第7条（拠出方法）

1. 東北電力がお客さまからお預りする基金は、あらかじめ東北電力が定めた日にお客さまの預金口座から振り替えます。この場合の振替日については、事前にお客さまにお知らせいたします。
2. 基金をお客さまの預金口座から振り替えた場合、その結果は「口座振替済領収証」でお知らせいたします。

第8条（基金の解約、内容の変更）

1. お客さまがこの基金の解約を希望される場合は、最寄りの東北電力の支社・営業所に申込みしていただきます。
2. 東北電力がお客さまから申し受けた時点で、基金の振替中止ができるものから請求を取りやめます。
3. 基金のお支払いが三ヶ月分連続してなかった場合は、その時点でこの基金を解約いたします。
4. 前項の場合、東北電力からお客さまに事前に解約予告の通知をいたします。
5. お客さまが基金の拠出金の口数変更を希望される場合は、所定の申込書にて最寄りの東北電力の支社・営業所に申込みしていただきます。

第9条（認証制度）

この基金に加入されたお客さまには、活性化センターが発行する認定証（グリーンラベル）を交付します。また、毎年度更新するごとにあらためて認定証（グリーンラベル）を交付します。

第10条（その他）

1. 振替結果に関する事項が活性化センターに通知されることについて、あらかじめご同意願います。
2. お客さまから一旦東北電力がお預りした基金は、お客さまにお返しできません。
3. 遡ってこの基金の開始、廃止、もしくは加入内容の変更は行いません。
4. 基金は、所得税の寄付金控除の対象にはなりません。